



鳥取県公報

平成17年4月1日(金)

号外第77号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 公共工事の発注の見通しに関する事項等を閲覧に供する方法(284)(管理課)..... 1

告 示

鳥取県告示第284号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「政令」という。)第5条第3項(政令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、発注の見通しに関する事項等を公衆の閲覧に供する方法について、次のとおり告示する。

平成13年鳥取県告示第341号(公共工事の発注の見通しに関する事項等を閲覧に供する方法について)は、平成17年3月31日に限り廃止する。

平成17年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

政令第5条第1項、第6条及び第7条第1項から第3項までに規定する事項を閲覧に供する方法は、インターネットの県のホームページ(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>)に掲載する方法とする。

